④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記アからウまで、並びにア、イ、エの要件の組み合わせで、それぞれを満たす工事（２件の実績は同一の工事でも構わない。いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

ア　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

イ　建物用途　物流施設、生産施設及び戸建て住宅以外（※１）

ウ　構造規模　木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造延べ面積1,500㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）（※２）

エ　構造規模　構造耐力上主要な部分に大断面集成材（※３）、またはＣＬＴを使用しているもの。（※４）

特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記オからキまで、並びにオ、カ、クの要件の組み合わせで、それぞれを満たす工事（２件の実績は同一の工事でも構わない。いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

オ　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

カ　建物用途　物流施設、生産施設及び戸建て住宅以外（※１）

キ　構造規模　木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造延べ面積750㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）（※２）

ク　構造規模　構造耐力上主要な部分に大断面集成材（※３）、またはＣＬＴを使用しているもの。（※４）

※１　イ及びカに掲げる物流施設、生産施設及び戸建て住宅とは、令和６年国土交通省告示第８号別添二第一号「物流施設」、同第二号「生産施設」及び同第十三号～第十五号「戸建住宅」とする。

※２　複合用途建築物については、イ及びカの用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、イ及びカの用途が建物の過半に満たない場合にあっても、イ及びカの用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む）を満たしているものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）

※３　大断面集成材とは、集成材の日本農林規格（令和元年６月27日農林水産省告示第475号）による大断面集成材とし、構造用集成材のうち、短辺が15㎝以上、断面積が300㎠以上のものとする。

※４　複合用途建築物については、大断面集成材、またはＣＬＴが用いられている構造耐力上主要な部分が、イ及びカの用途に該当する場合に実績として認めるものとする。

⑥　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑦　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの時期に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月４日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、宮内庁発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。「１級建築施工管理技士、一級建築士と同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。

②　平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑴⑤オからキまで、並びにオ、カ、クの要件の組み合わせのうち、どちらかを満たす工事（民間実績も可とする。）に従事した業務実績を有するものであること。（工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わない。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

③　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。特定ＪＶにあっては代表者、経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、上記①から③の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記①の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

①　技術提案（施工計画）については、「施設の品質向上やその他施工上配慮すべき事項について具体的な取り組みとその効果」を評価項目とし、以下の取り組みに対する提案を求める。

「木材の調達から加工、組立てに至るまでの品質確保に関する提案」

「全体の工程管理に関する提案」

②　入札参加者は「価格」、「技術提案（施工計画）」及び「賃上げの実施に関する評価」をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　上記①の内容が適正であること。

ウ　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案・評価について

①　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合は、標準点として100点を与えるものとする。受注者の責により、入札に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

②　賃上げの実施に関する評価については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は加算点を与えないとする。